

【介護報酬改定の概要】  
（通所リハビリテーション）

○ リハビリテーションマネジメント加算

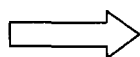
従来の個別リハビリテーション加算を見直し、個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合の加算を導入。

○ 短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合の加算を導入。

個別リハビリテーション加算

退院・退所日又は認定日  
1年以内 130単位/日  
退院・退所日又は認定日  
1年超 100単位/日



リハビリテーションマネジメント加算

20単位/日

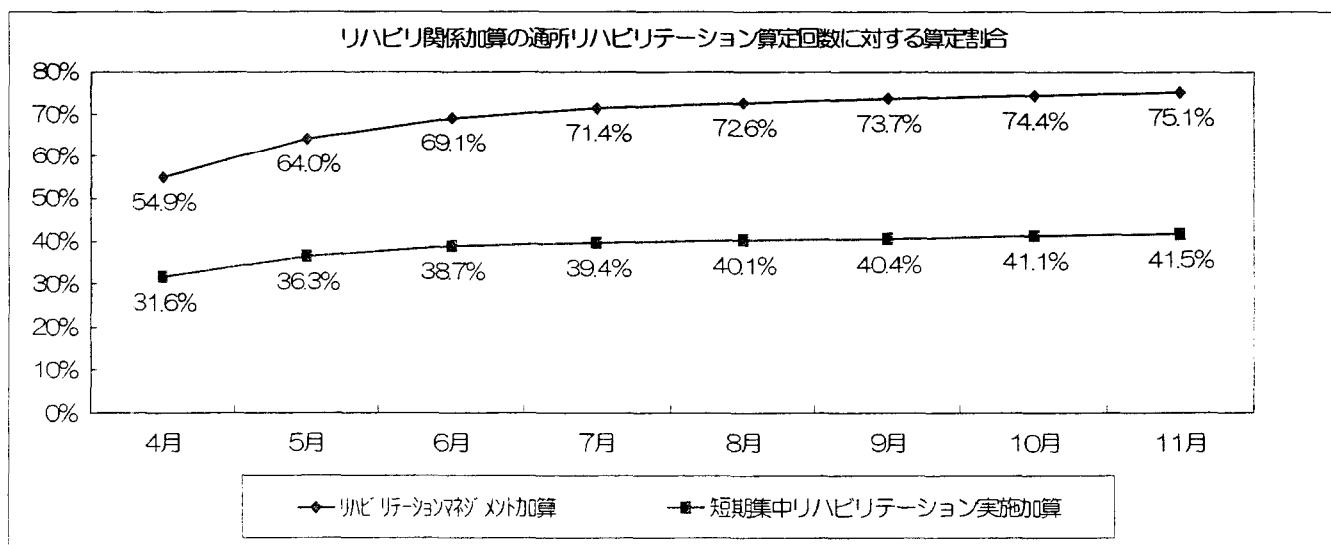
短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日  
1月以内 180単位/日  
退院・退所日又は認定日  
1月超3月以内 130単位/日  
退院・退所日又は認定日  
3月超 80単位/日

【介護報酬改定後の動向】

○ リハビリテーションマネジメント加算の算定割合は、（平成18年4月）54.9%から（平成18年11月）75.1%に推移。

○ 短期集中リハビリテーション実施加算の算定割合は、（平成18年4月）31.6%から（平成18年11月）41.5%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の日数の割合である。  
\*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)

5. 短期入所サービス（介護予防含む）  
（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

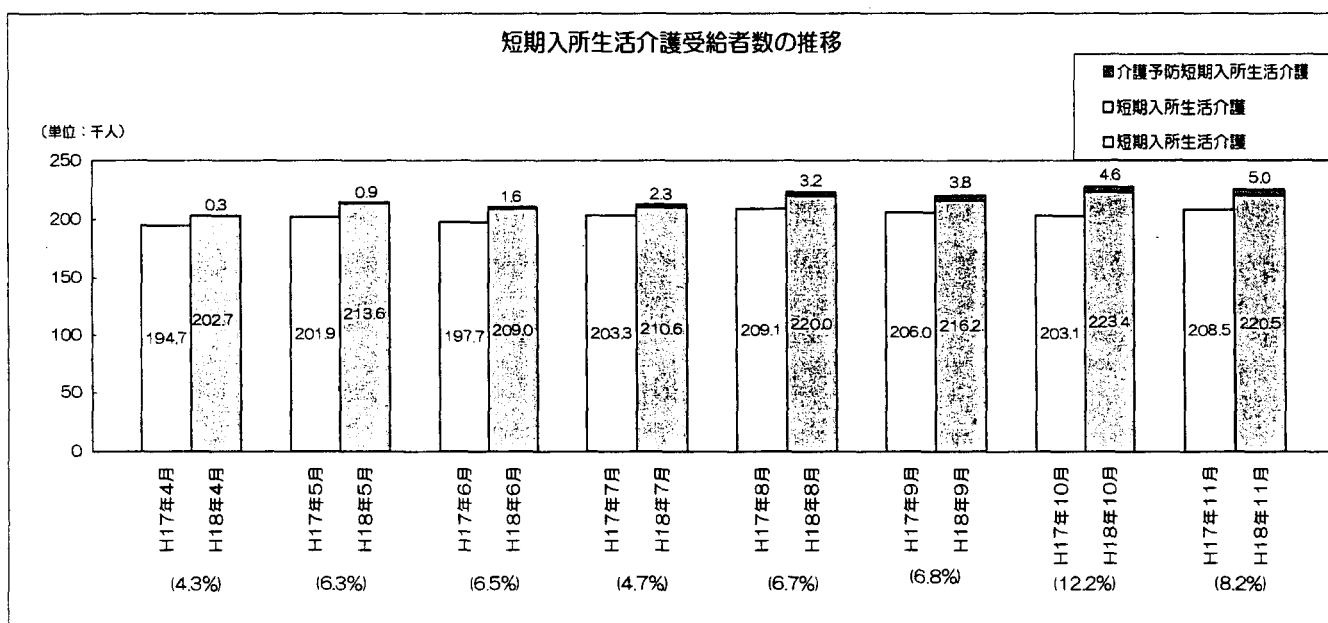
【介護報酬改定の概要】

緊急ニーズに対応するための事業所間のネットワーク体制の構築や虐待ケースへの対応、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅中重度者への対応の観点から、報酬上の評価を見直し。

【介護報酬改定後の動向】

（介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護）

○ 受給者数対前年同月比増加率が（平成18年4～11月）平均7.0%で推移。



\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)  
( )内は、対前年増加率である。

- 1人あたり費用額対前年同月比は、（平成18年4～9月平均）△7.2%。  
（平成17年10月介護報酬改定の影響あり）
- 1人あたり費用額対前年同月比は、（平成18年10月）5.8%、（平成18年11月）5.4%。

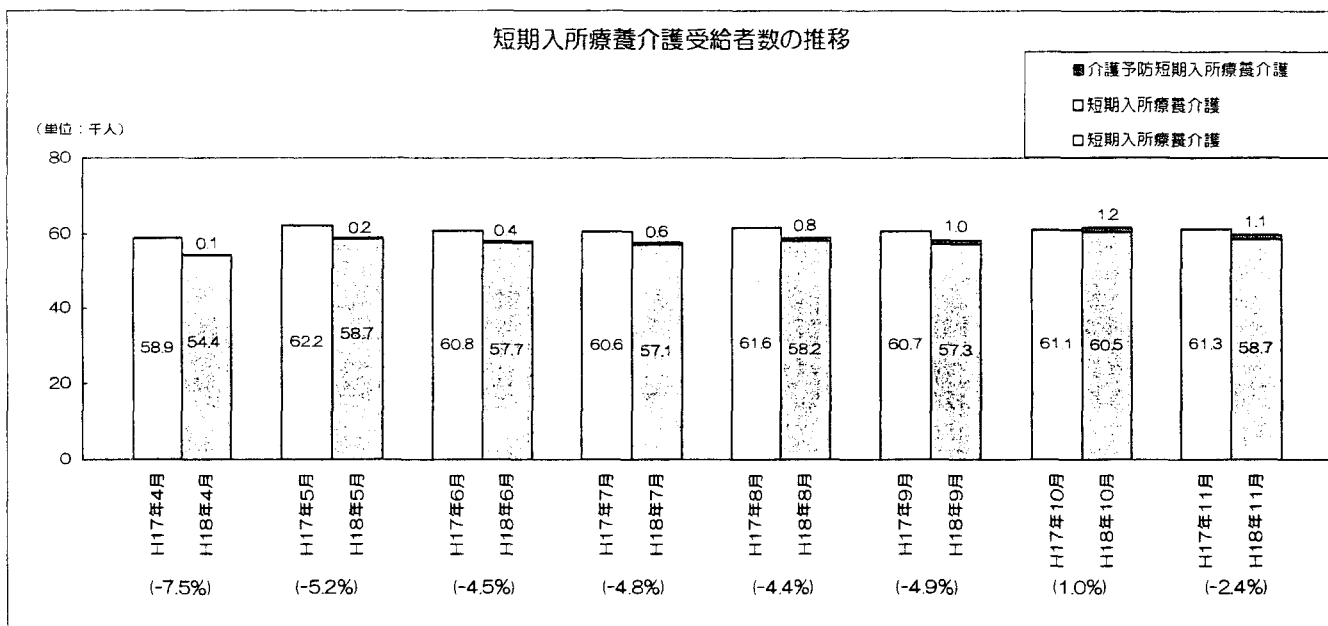
短期入所生活介護（予防含む）の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成17年		平成18年							10月	11月
	4～9月	10月～平成18年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (1月平均) (千円)	98.4	88.6	91.3	89.8	91.4	90.7	92.0	92.7	91.3	91.3	90.2
(対前年同期比)	-0.2%	-10.4%	-7.2%	-7.4%	-7.8%	-7.3%	-7.4%	-6.6%	-6.7%	5.8%	5.4%

注) 平成17年10月以降の費用額には、特定入所者介護サービス保険給付額を含む。  
注) 平成18年4月以降の1人あたり費用額は、介護予防短期入所生活介護も含めた数値となっている。  
\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

(介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護)

○ 受給者数対前年同月比増加率が(平成18年4~11月)平均△3.9%で推移。



\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)  
( )内は、対前年増加率である。

○ 1人あたり費用額対前年同月比は、(平成18年4~9月平均)△8.2%。  
(平成17年10月介護報酬改定の影響あり)

○ 1人あたり費用額対前年同月比は、(平成18年10月)1.8%、(平成18年11月)1.9%。

短期入所療養介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成17年	平成17年	平成18年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	平成17年	10月~	平成18年								
	4~9月	10月~	平成18年								
		平成18年	4月~9月								
		3月									
1人あたり費用額 (1月平均) (千円)	90.4	81.5	82.9	80.6	83.4	83.2	83.1	83.2	82.0	82.8	82.5
(対前年同期比)	-0.2%	-10.0%	-8.2%	-9.0%	-9.4%	-8.9%	-8.1%	-8.1%	-8.1%	1.8%	1.9%

注)平成17年10月以降の費用額には、特定入所者介護サービス保険給付額を含む。  
注)平成18年4月以降の1人あたり費用額は、介護予防短期入所療養介護も含まれた数値となっている。  
\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

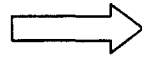
【介護報酬改定の概要】

(短期入所生活介護・短期入所療養介護共通)

○ 緊急短期入所ネットワーク加算

理学療法士等を中心に、看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

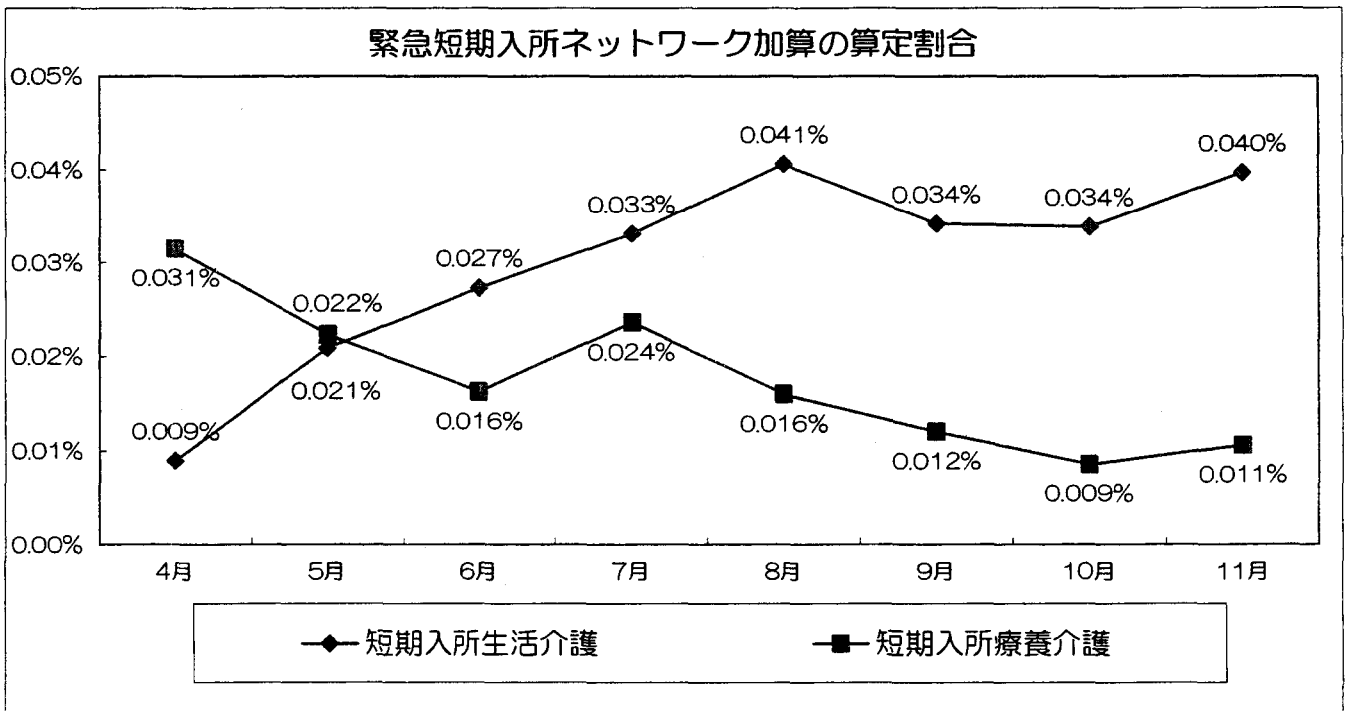
緊急短期入所ネットワーク加算(新規)



50単位/月

【介護報酬改定後の動向】

- 短期入所生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算の算定割合は、(平成18年4月)0.009%から(平成18年11月)0.040%に推移。
- 短期療養生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算の算定割合は、(平成18年4月)0.031%から(平成18年11月)0.011%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する加算の算定日数の割合である。

\*介護給付費実態調査(平成18年度毎月サービス提供分)

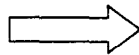
【介護報酬改定の概要】  
（短期入所生活介護）

○ 在宅中重度加算

夜間帯において、夜間帯に看護職員を配置するなど、医療機関等との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図った場合の加算を創設。

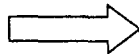
また、訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、短期入所の場合においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合の加算を創設。

夜間看護体制加算（新規）



10単位/日

在宅中重度者受入加算（新規）

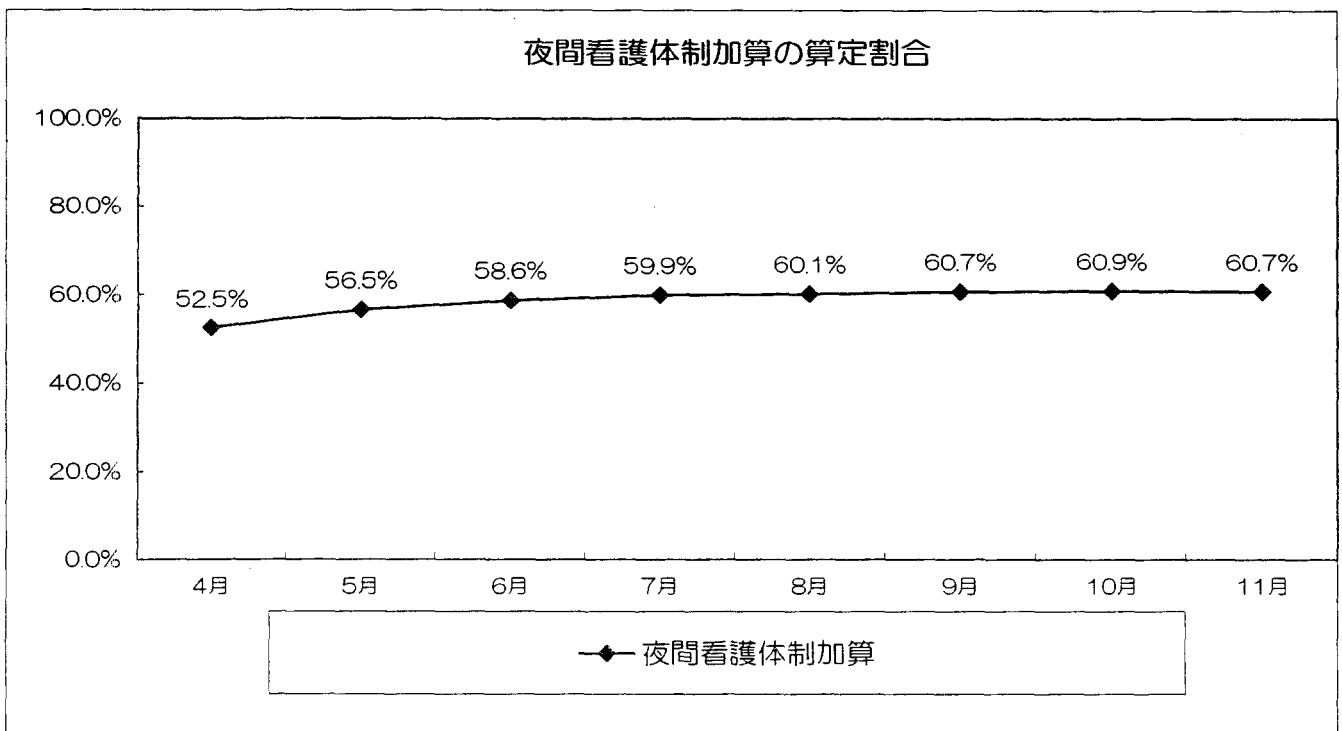


425単位/日

（夜間看護体制加算を算定している場合は415単位/日）

【介護報酬改定後の動向】

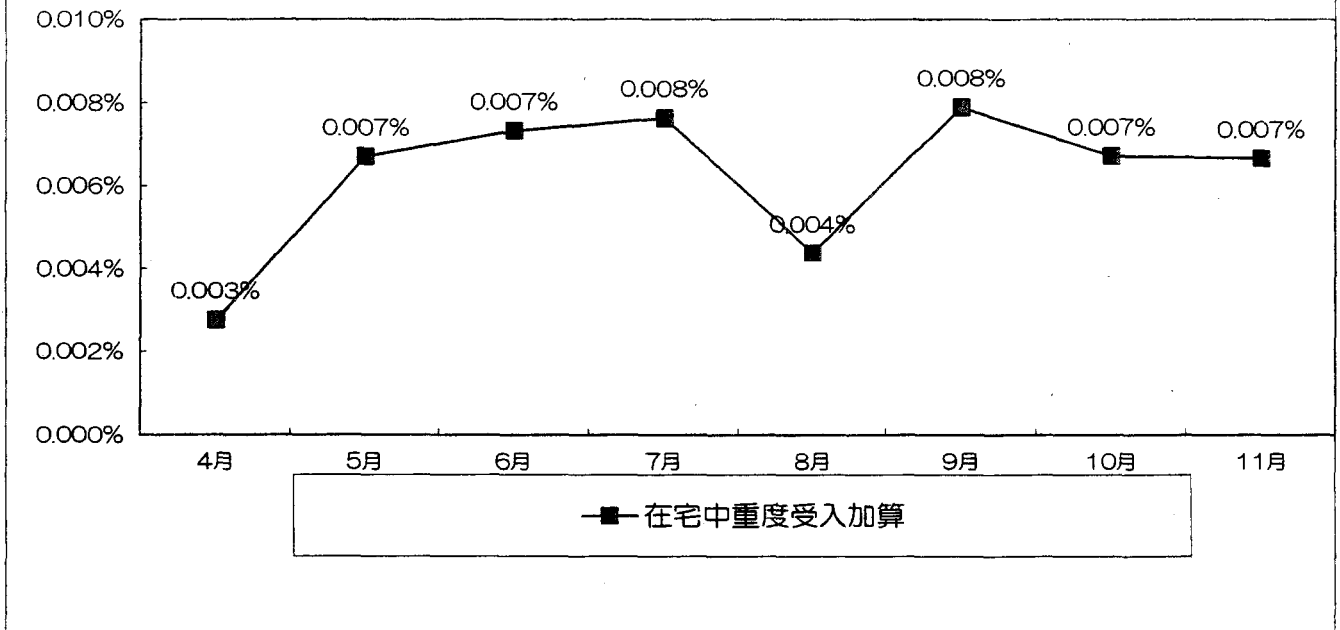
- 夜間看護体制加算の算定割合は、（平成18年4月）52.5%から（平成18年11月）60.7%に推移。
- 在宅中重度者受入加算の算定割合は、（平成18年4月）0.003%から（平成18年11月）0.007%に推移。



注）算定割合は、短期入所生活介護のサービス日数に対する夜間看護体制加算の算定日数の割合である。

\*介護給付費実態調査（平成18年度各月サービス提供分）

### 在宅中重度者受入加算の算定割合



注) 算定割合は、短期入所生活介護のサービス日数に対する在宅中重度受入加算の算定日数の割合である。  
\*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)

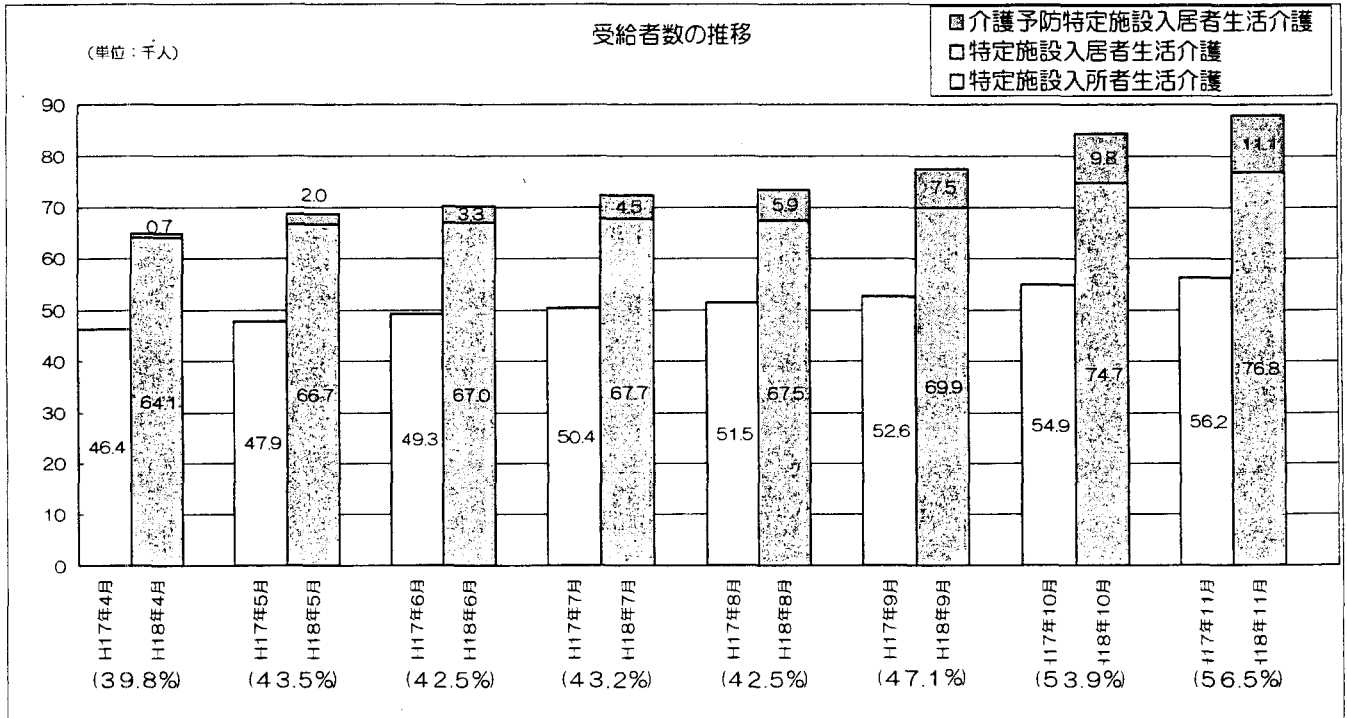
## 6. 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）

### 【介護報酬改定の概要】

特定施設入居者生活介護については、軽度者と重度者の報酬水準のバランスを見直すとともに、特定施設の範囲の見直し、早めの住み替えに対応した外部サービス利用型のサービス形態を導入。

### 【介護報酬改定後の動向】

○ 受給者数対前年同月比増加率が（平成18年4～11月）平均46.1%で推移。



\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)  
( )内は、対前年増加率である。

○ 1人あたり費用額対前年同月比は、（平成18年4～9月平均）△1.1%、（平成18年10月）△4.5%、（平成18年11月）△5.6%。

特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成17年4～9月	平成17年10月～平成18年3月	平成18年4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	1人あたり費用額 (1月平均) (千円)	183.7	181.6	181.8	179.3	183.9	178.9	184.9	184.1	179.5	177.7
(対前年同期比)	-1.3%	-1.0%	-1.1%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-4.5%	-5.6%

注)平成18年4月以降の1人あたり費用額は、介護予防特定施設入居者生活介護も含めた数値となっている。

\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

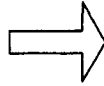
## 【介護報酬改定の概要】

### （特定施設入居者生活介護）

#### ○ 夜間看護体制加算

医療ニーズへの対応の観点から、夜間における看護体制について、一定の要件を満たすものについて、加算を行う。

夜間看護体制加算（新規）



10 単位/日

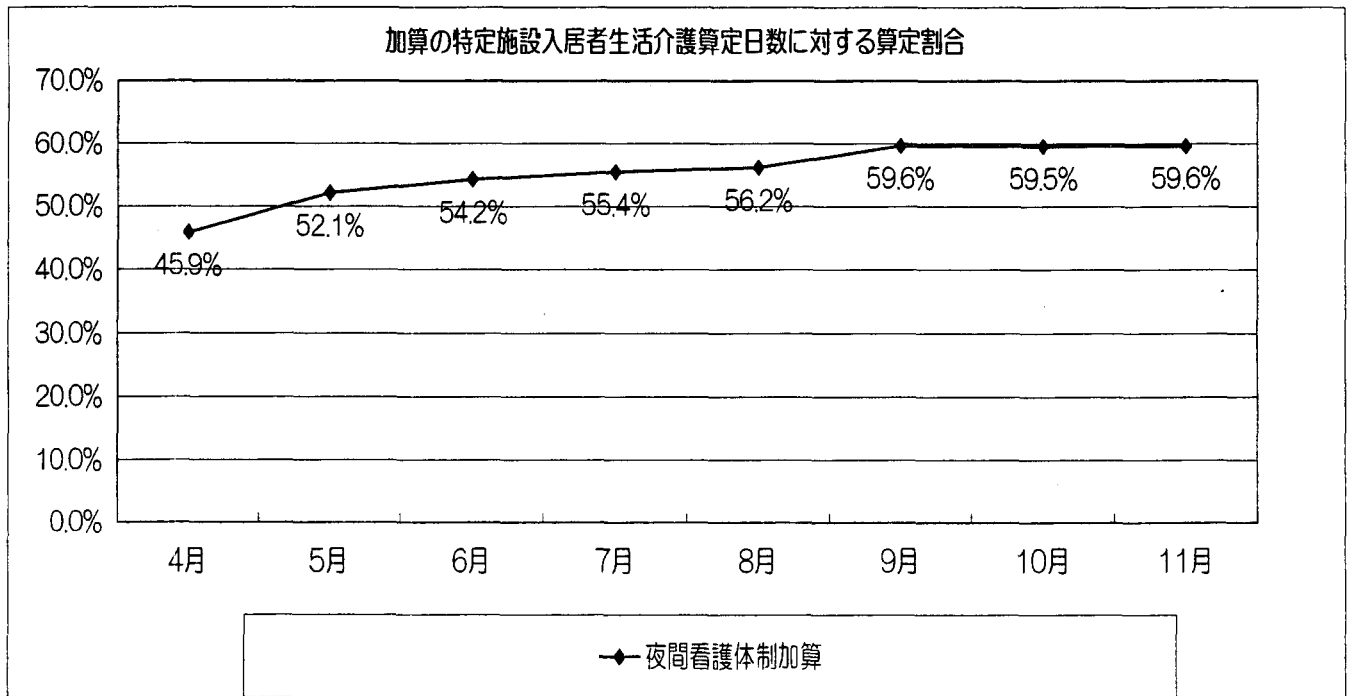
#### ※算定要件

次の全ての要件を満たした場合に算定できる。

- ① 常勤の看護師（※平成19年3月31日までの間は看護職員でも可。）を1名以上配置し、看護責任者を定めていること。
- ② 看護職員により、又は医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者、その家族等への説明を行い、同意を得ていること。

## 【介護報酬改定後の動向】

○ 夜間看護体制加算の算定割合は、（平成18年4月）45.9%から（平成18年11月）59.6%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の回数の割合である。

\*介護給付費実態調査(平成18年度毎月サービス提供分)



## 【介護報酬改定の概要】

### （特定施設入居者生活介護）

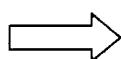
#### ○ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の類型として、

- ① 生活相談や介護サービス計画の策定、安否確認の実施は、特定施設の従事者が実施し、
- ② 介護サービスの提供については、当該特定施設が外部サービス提供事業者と契約することにより提供する、

新たなサービス類型を創設。

外部サービス利用型  
特定施設入居者生活  
介護（新規）



#### ＜基本部分＞

介護給付 84 単位／日

予防給付 63 単位／日

#### ＜出来高部分／予防給付＞

イ 訪問系サービス及び通所系サービス

通常の各サービスの基本部分の 90/100 の単位

ロ 指定福祉用具貸与

貸与額を適用（対象品目・対象者も通常のサービス同様）

#### ＜出来高部分／介護給付＞

イ 訪問介護

・身体介護 90 単位／15 分

（1 時間 30 分以上の場合、540 単位に 15 分増すごとに +37 単位）

・生活援助 45 単位／15 分

（1 時間 30 分までの評価）

・通院等乗降介助 90 単位／1 回

ロ 他の訪問系サービス及び通所系サービス

通常の各サービスの基本部分の 90/100 の単位

ハ 指定福祉用具貸与

貸与額を適用（対象品目・対象者も通常のサービス同様）

## 【介護報酬改定後の動向】

- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の請求単位数は、平成 18 年 11 月で 97 百万単位。
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の請求単位数が特定施設入居者生活介護の請求単位数に占める割合は、平成 18 年 11 月で、7.2%。

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の請求単位数及び割合の推移

（百万単位）

請求単位数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		特定施設入居者生活介護	1 119	1 205	1 185	1 249	1 250	1 272	1 363
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	請求単位数	2	7	7	12	14	16	71	97
	割合	0.2%	0.6%	0.6%	0.9%	1.1%	1.2%	5.2%	7.2%

※ 介護給付費実態調査（平成18年度サービス提供分）

注）割合とは、特定施設入居者介護の請求単位数における外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等の請求単位数の割合である。

## 7. 福祉用具貸与（介護予防含む）

### 【介護報酬改定の概要】

要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の者に対する福祉用具の貸与については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、従来の「福祉用具の選定の判断基準」を踏まえつつ、その状態像から見て利用が想定しにくい次の品目については、一定の例外となる者（※）を除き保険給付の対象としないこととした。（既に福祉用具貸与を受けていた利用者に対しては、平成18年4月1日から6月間の経過措置を置いた。）

- ・車いす（付属品を含む）
- ・特殊寝台（付属品を含む）
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

※例外となる者の範囲については別に告示で定めた。

〈特殊寝台の場合〉

次のいずれかに該当する者

- ・日常的に起き上がりが困難な者
- ・日常的に寝返りが困難な者

（注）「起き上がり」「寝返り」等の判断については、要介護認定データ等を活用して客観的に判断。

### 【介護報酬改定後の動向】

- 受給者数対前年同月比は、（平成18年4～9月平均）△0.7%、  
（平成18年10月）△18.7%、（平成18年11月）△19.3%。

福祉用具貸与（介護予防含む）の受給者数の推移

サービス提供月	平成17年	平成17年10	平成18年							平成18年	平成18年
	4～9月	月～		4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月		
受給者数 （1月平均） （千人）	10128	平成18年3月 10499	1005.2	1012.4	1039.3	1022.9	1008.8	984.7	963.0	851.6	852.0
（対前年同期比）	109%	99%	-0.7%	3.9%	3.4%	0.7%	-1.4%	-3.9%	-6.9%	-18.7%	-19.3%

注）平成18年4月以降の受給者数は、介護予防福祉用具貸与も含めた数値となっている。

\*介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

- 費用額対前年同月比は、（平成18年4～9月平均）△1.1%、  
（平成18年10月）△19.1%、（平成18年11月）△19.7%。

福祉用具貸与（介護予防含む）の費用額の推移

サービス提供月	平成17年	平成17年10	平成18年							平成18年	平成18年
	4～9月	月～		4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月		
費用額 （1月平均） （百万円）	15392.3	平成18年3月 15835.3	15227.3	15293	15720	15516	15308	14937	14586	12832	12825
（対前年同期比）	100%	85%	-1.1%	3.2%	2.8%	0.4%	-1.5%	-3.9%	-7.2%	-19.1%	-19.7%

注）平成18年4月以降の費用額は、介護予防福祉用具貸与も含めた数値となっている。

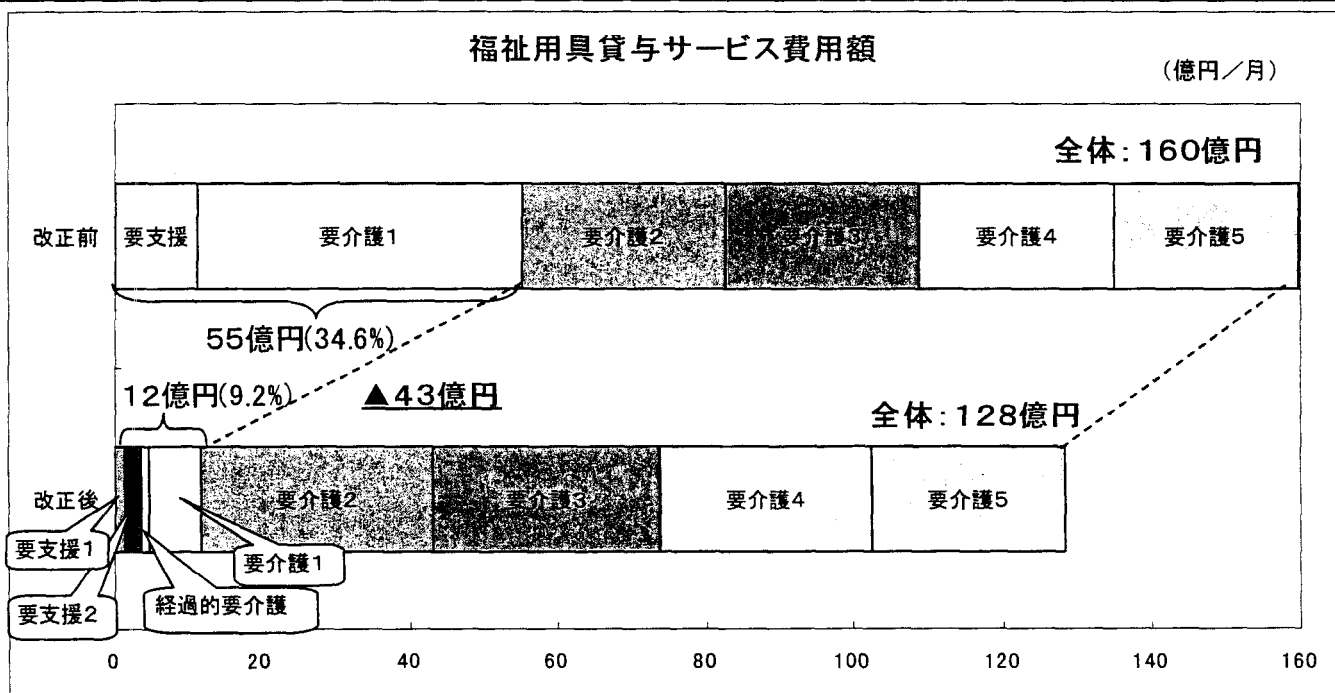
\*介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

## 【制度改正前後における要介護度別の比較】

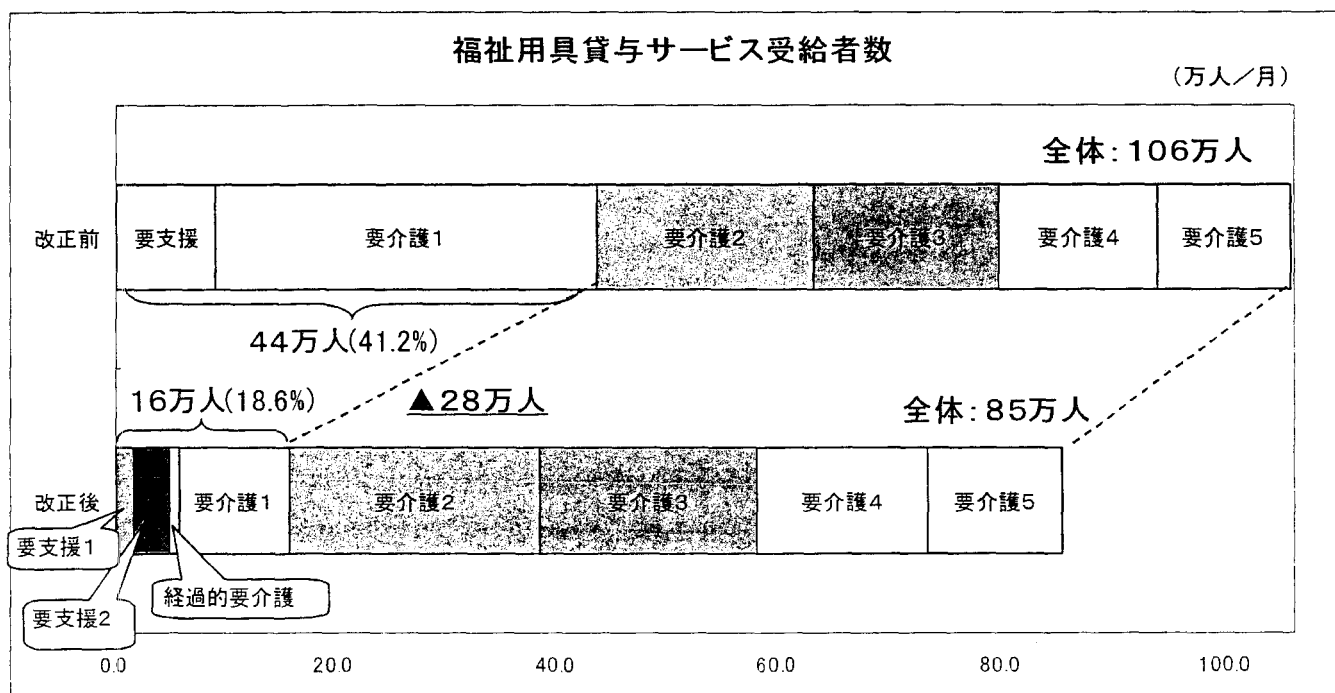
(注) 改正前とは平成17年11月サービス提供分、改正後とは平成18年11月サービス提供分である。  
(以下、同じ)

### (福祉用具貸与全体)

○ 軽度者に対する福祉用具貸与サービス費用額は、改正前の55億円(34.6%)から、改正後は12億円(9.2%)に推移し、43億円減少した。

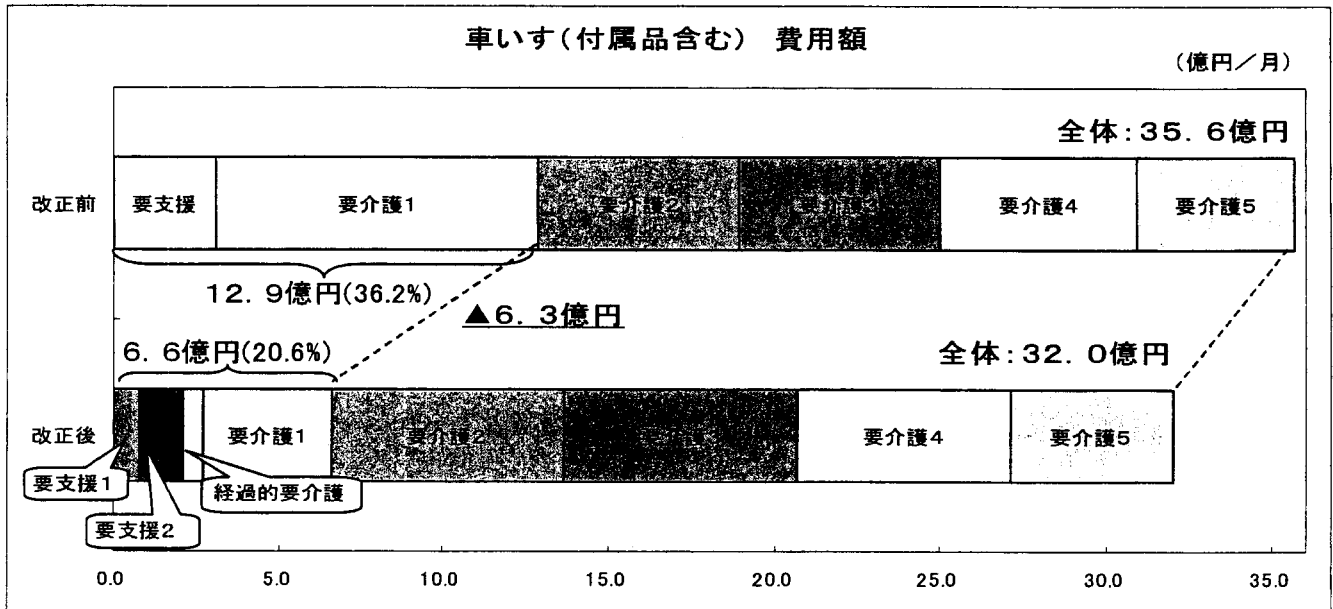
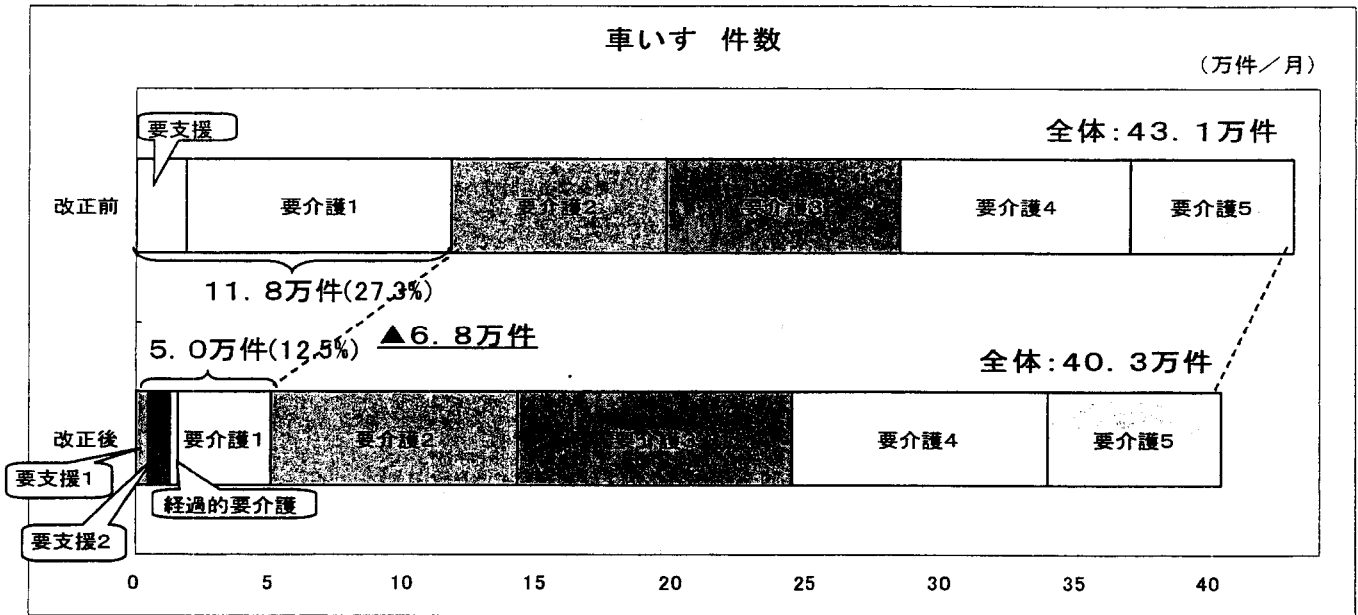


○ 福祉用具貸与サービスを受けている軽度者数は、改正前の44万人(41.2%)から、改正後は16万人(18.6%)に推移し、28万人減少した。

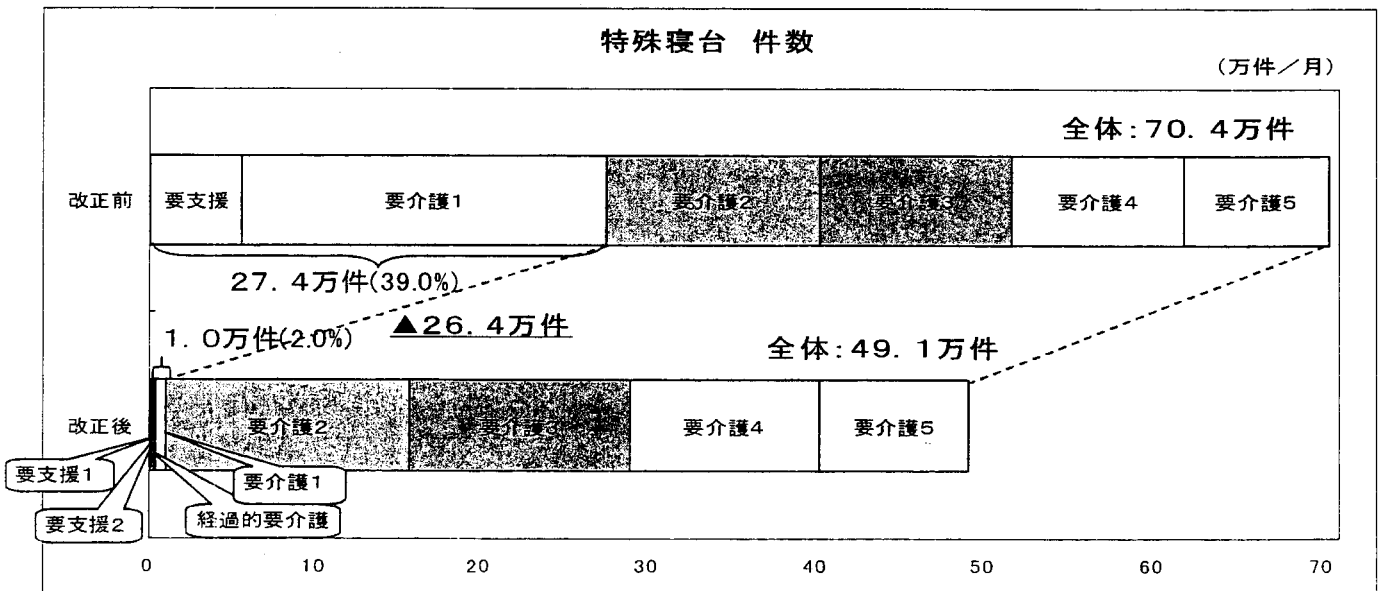


(種目ごとの件数及び費用額)

○車いす (付属品を含む)

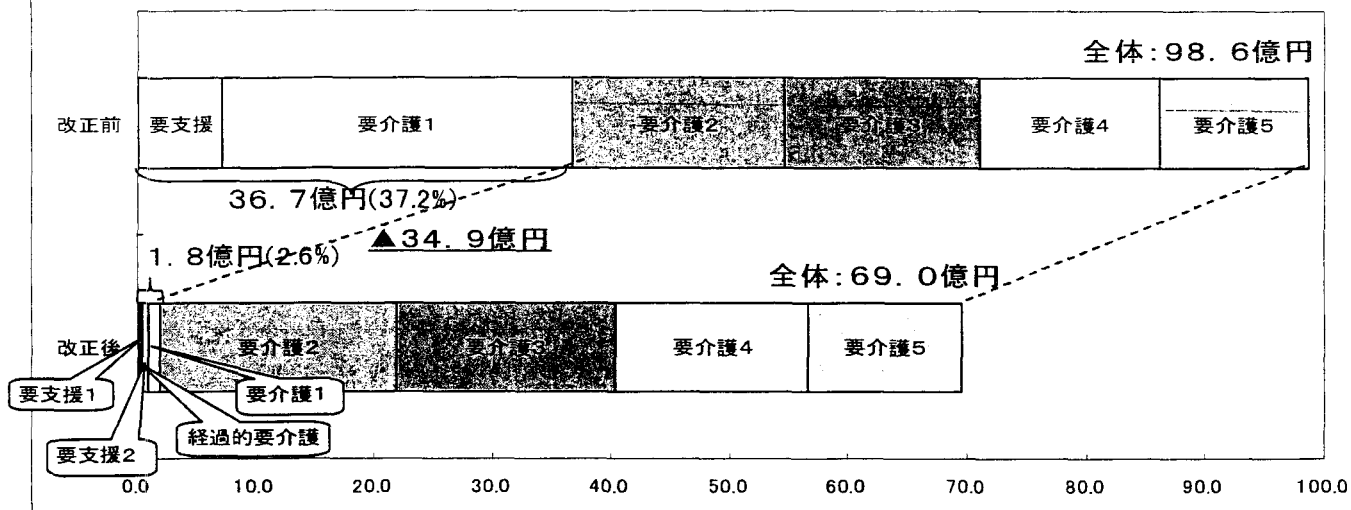


○特殊寝台 (付属品を含む)



### 特殊寝台(付属品含む) 費用額

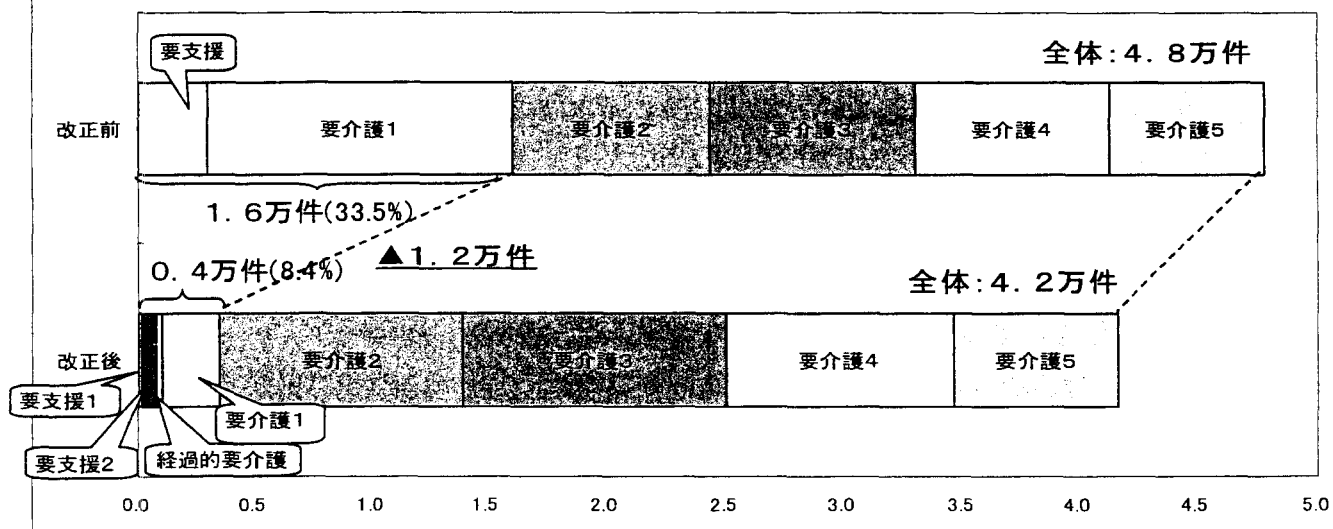
(億円/月)



### ○移動用リフト

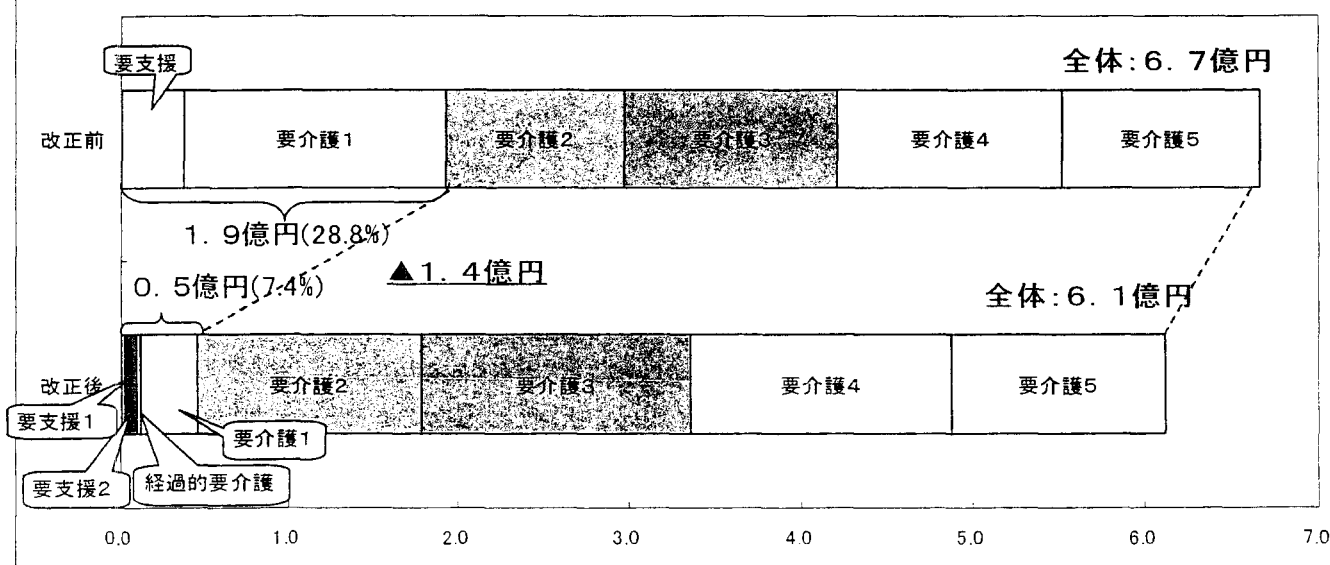
#### 移動用リフト 件数

(万件/月)



#### 移動用リフト 費用額

(億円/月)



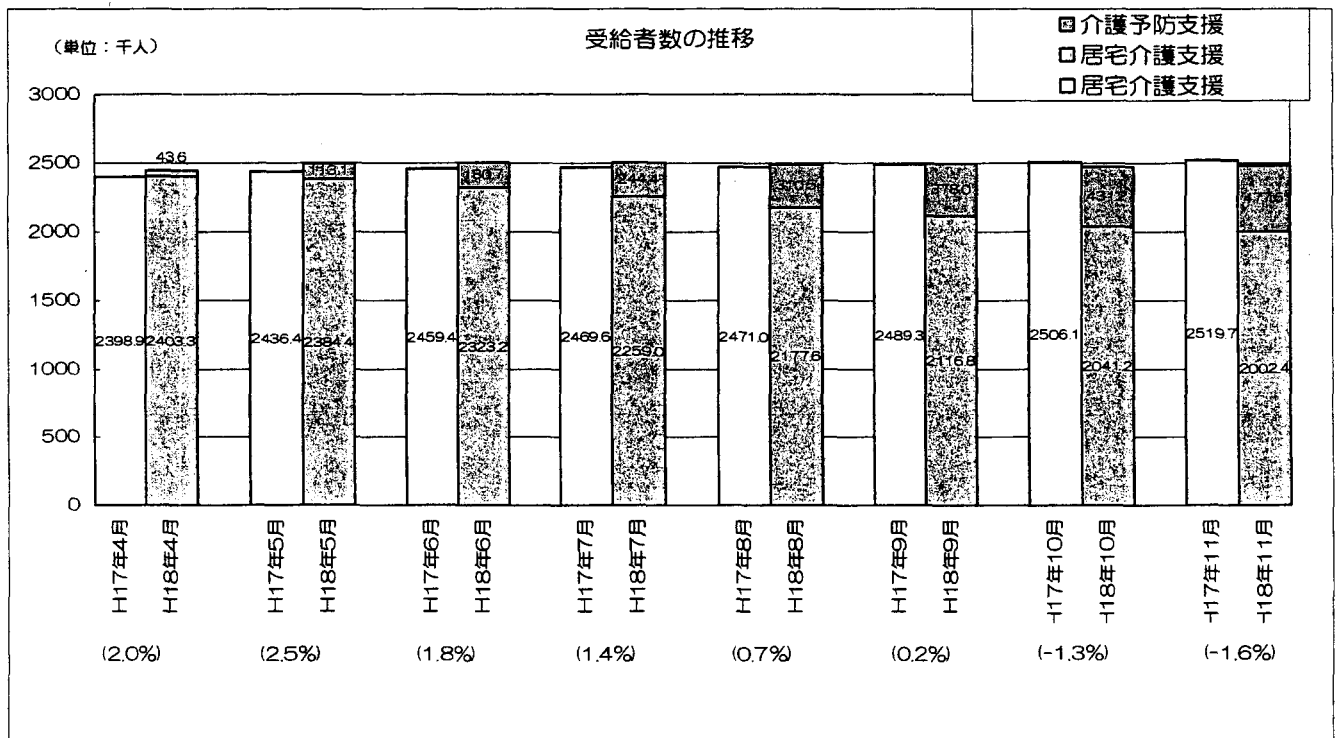
## 8. 介護予防支援・居宅介護支援

### 【介護報酬改定の概要】

- 予防給付の介護予防支援については、利用者の実態や給付管理業務の簡素化等を踏まえた報酬設定を行った。
- 介護給付の居宅介護支援については、業務に要する手間・コストの適正な反映、プロセスに応じた評価、公正中立、サービスの質の向上の観点から見直しを行った。

### 【介護報酬改定後の動向】

- 受給者数対前年同月比増加率が（平成18年4～11月）平均0.7%で推移。



\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)  
 ( )内は、対前年増加率である。

- 1人あたり費用額対前年同月比は、（平成18年4～9月平均）16.7%、（平成18年10月）12.7%、（平成18年11月）11.7%。

介護予防支援・居宅介護支援の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成17年		平成18年 4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	平成17年 4月～9月	10月～ 平成18年 3月									
1人あたり費用額 (1月平均) (千円)	8.7	8.7	10.2	10.3	10.3	10.3	10.2	10.1	10.0	9.8	9.8
(対前年同期比)	0.3%	0.3%	16.7%	18.3%	18.2%	17.6%	16.6%	15.5%	14.2%	12.7%	11.7%

注)平成18年4月以降の1人あたり費用額は、介護予防支援も含めた数値となっている。

\*介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

## 【介護報酬改定のポイント】

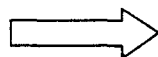
### (介護予防支援・居宅介護支援)

- 初回加算（介護予防支援・居宅介護支援共通）  
初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）の加算を導入。また、居宅介護支援については、退院・退所時に、より高い額を加算する。
- 特定事業所加算（居宅介護支援のみ）  
中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している等の要件を満たした場合の加算を導入。
- 特定事業所集中減算（居宅介護支援のみ）  
正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が90%以上である場合の減算を導入。（平成18年10月より算定開始。）

#### 初回加算

(介護予防支援)

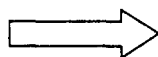
初回加算（新規）



250 単位／月

(居宅介護支援)

初回加算（新規）



初回加算（Ⅰ）〈初回時〉

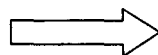
250 単位／月

初回加算（Ⅱ）〈退院・退所時〉

600 単位／月

#### 特定事業所加算

特定事業所加算（新規）



500 単位／月

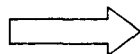
#### ※算定要件

過去3か月において次の要件を満たした事業所について算定できる。

- ・主任介護支援専門員である管理者を配置していること。
- ・常勤専従の介護支援専門員が3人以上配置されていること。
- ・サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的で開催していること。
- ・利用者のうち、中重度者（要介護3～5）の占める割合が60%以上であること。
- ・24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていること。
- ・定期的に研修を実施し、又は外部の研修を受講させていること。
- ・地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・減算要件に該当していないこと。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が35件を超えておらず、かつ介護予防支援業務の委託を受けていないこと。

#### 特定事業所集中減算

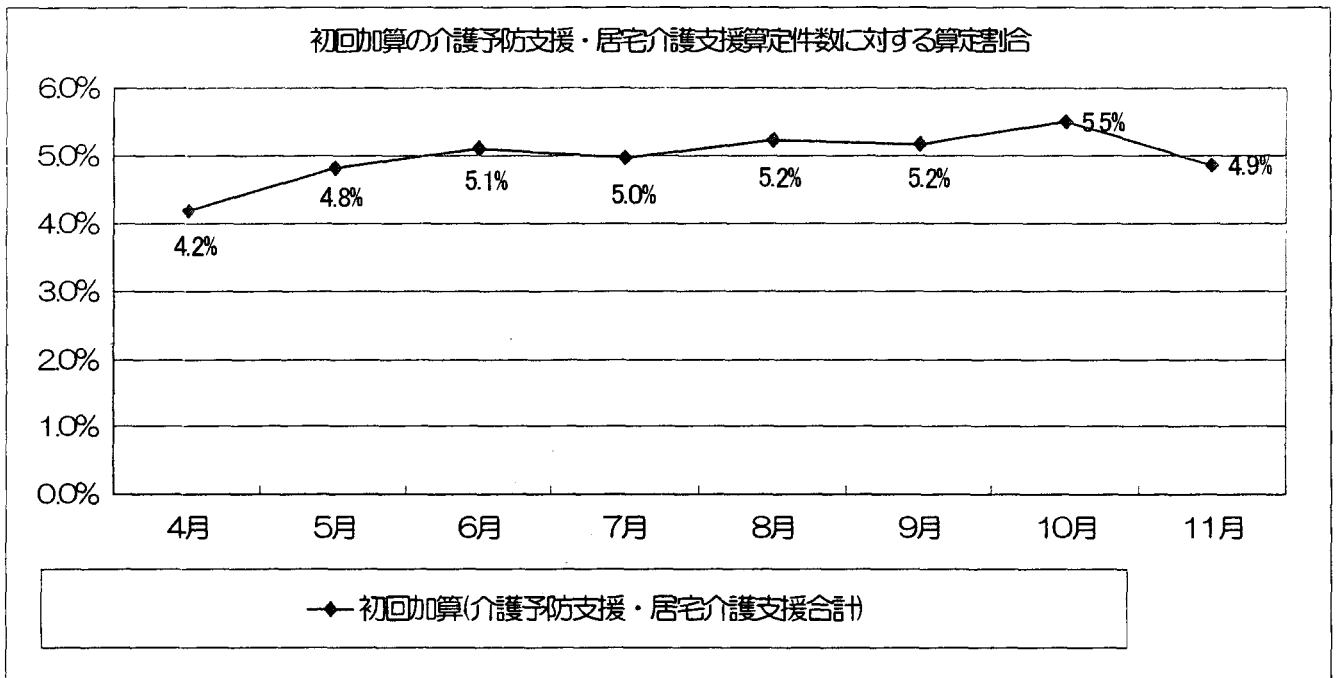
特定事業所集中減算（新規）



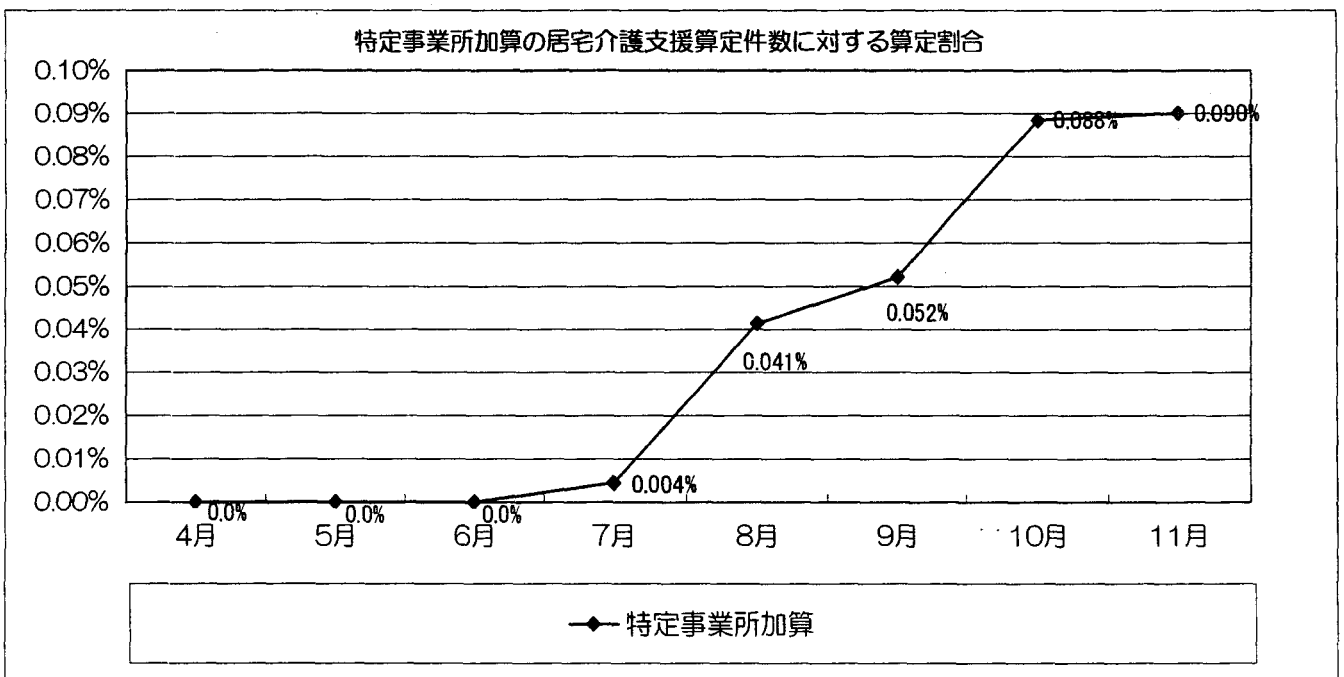
△200 単位／月

## 【介護報酬改定後の動向】

- 初回加算の算定割合は5%前後でほぼ横ばい。
- 特定事業所加算の算定割合は0.09%（平成18年11月）。
- 特定事業所集中減算の算定割合は、（平成18年10月） 4.6%（92.6千件）  
（平成18年11月） 4.5%（89.0千件）



注) 算定割合は、介護予防支援・居宅介護支援の算定件数に対する加算の算定件数の割合である。  
 \*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)



注) 特定事業所加算については前3ヶ月の利用者の要介護度も算定要件になっているため、加算は7月からとなる。  
 \*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)